

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例) 2 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例) 3・4 略 5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。 (1) 略 (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号） <u>第20条第2項</u> の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業 (3)～(5) 略 6・7 略	附 則 (施行期日) 1 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例) 2 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例) 3・4 略 5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。 (1) 略 (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号） <u>第20条第3項</u> の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業 (3)～(5) 略 6・7 略

附 則

この条例は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行の日から施行する。